



令和3年11月19日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 先端技術を導入する農業者を補助 —第2次公募 豊川市先端技術導入費補助金—

先端技術の導入による農作業の合理化により、農業経営の安定化・効率化を図り、農業を活性化する農業者を支援するため、先端技術を活用した機械等の購入に要する費用の一部を補助します。

### 記

#### 1 補助対象者

補助金の交付対象者は、以下のいずれにも該当するもの

- ア、市内に住所（主たる事業所）を有する個人又は法人
- イ、申請日から過去1年以内に農産物の出荷実績があるもの
- ウ、市税の滞納がないこと

※今年度補助を受けていないものに限る。

#### 2 補助の対象となる経費（補助対象経費）

別表に定める対象農業機械等の購入に要する費用（消費税及び地方消費税を除く）

※同時に複数の項目も購入可能

※対象農業機械等は令和4年3月上旬までに納品・支払いが完了するものに限る。

#### 3 補助金の額

補助対象経費の10分の2に相当する額（千円未満切り捨て）

※補助金の額は、1経営体につき50万円を上限とする。

#### 4 申請

##### ① 期間

令和3年12月1日から同月21日まで

##### ② 提出書類

申請書（市HPから入手可能）、農業機械のカatalog（性能等が分かるもの）、機械等の保管予定場所が分かる図面、見積書の写し、農産物の出荷伝票（過去1年以内のもの）

##### ③ 申請方法

②の提出書類を市農務課（北庁舎2階）の窓口に直接提出（執務時間中）

##### ④ 留意事項

- ・同一年度内に申請は1回まで
- ・導入予定の機械等の購入（発注）前に申請すること

【お問合せ先】豊川市役所 産業環境部 農務課 農政係 田邊・山本

TEL:0533-89-2138 E-mail: nomu@city.toyokawa.lg.jp



### 別表

対象農業機械等	補助金の額	備考
農業用ドローン	購入費用の10分の2に相当する額 (50万円を上限とする。)	農業用として農薬散布、肥料散布、播種、受粉、圃場センシングのいずれかを行うもの。 ドローン付属品として、粒状散布装置・バッテリー・センサー類・GPSガイダンスモニターを含む。
密苗対応田植機	購入費用の10分の2に相当する額 (50万円を上限とする。)	6条植え以上のもの。 既存の田植機に装着することで密苗対応が可能となる機能を有する付属品を含む。
施設環境モニタリング装置 炭酸ガス発生装置	購入費用の10分の2に相当する額 (30万円を上限とする。)	施設管理モニタリング装置：圃場や施設内外の環境を自動測定し、その結果をタブレット等で確認可能なもの。付帯システムとして、環境制御システムを含む。 炭酸ガス発生装置：炭酸ガス発生装置付属品として、濃度制御盤、局所施用装置を含む。
静電散布ノズル	購入費用の10分の2に相当する額 (2万円を上限とする。)	噴口部分に電圧をかけて、帯電した薬剤の霧が噴射されるもの。
UV-B電球型蛍光灯	購入費用の10分の2に相当する額 (10万円を上限とする。)	うどんこ病の抑制が可能なUV-B光線を発するもの。 UV-B電球型蛍光灯付属品（反射傘等）を含む。
ミストファン	購入費用の10分の2に相当する額 (5万円を上限とする。)	細霧を発生させるもの。ただし、同様の性能を有するものであれば、ノズルタイプの細霧設備も可。 細霧設備付属品として、パイプ、圧カポンプ等稼働に必要なものを含む。 ただし、携帯型を除く。
アシストスーツ	購入費用の10分の2に相当する額 (10万円を上限とする。)	モーターによるアシストや人工筋肉等による荷重分散効果により、重量物の持ち上げ・下げ時に腰や腕にかかる負担を軽減するもの又は上腕を保持するもの。

- 備考 1 中古の機械等の購入は、対象としない。  
2 設置に要する工事費用は含まない。

#### <補助金の額の算定方法>

例) 240万円の農業用ドローンを1台と、30万円のアシストスーツを2台購入する場合

(いずれも消費税及び地方消費税を含まない額とする。)

農業用ドローン項目の補助額：240万円×(2/10) = 48万円

アシストスーツ項目の補助額：30万円×2台×(2/10) = 12万円

アシストスーツ項目は上限額の10万円を超えるため、

48万円(農業用ドローン) + 10万円(アシストスーツ) = 58万円

1経営体あたりの補助上限額の50万円であるため、補助額は 50万円